

学業成績評価並びに課程修了及び卒業の認定等に関する内規
(平成25年度以降の入学生に適用)

昭和62年4月1日
規則第11号
平成29年5月10日最終改正

(定期試験及び中間試験)

第1条 定期試験は、各学期末に行う。

- 2 前項に定める試験のほか、学芸の教授及び指導の参考に資するため、各学期の中間に試験（以下「中間試験」という。）を行うことがある。
- 3 中間試験は、校長が期日を定めて行い、授業時間数に加えることができる。

(追試験)

第2条 定期試験又は中間試験の追試験は、病気その他やむを得ないと認められる理由により定期試験又は中間試験を受験できなかった場合、願出により校長が許可することがある。

- 2 追試験許可願は、病気の場合は原則として医師の診断書、その他の場合はその理由を付して学級担任教員の承認を得た後、科目担当教員の承認を経て教務係に提出する。
- 3 追試験許可願の提出は、原則として当該科目の試験終了後1週間以内とする。
- 4 追試験は、原則として当該科目の試験終了後2週間以内に科目担当教員の責任において行う。

(再試験)

第3条 第1条又は第2条に規定する試験を受験し、学年成績において60点未満の科目の再試験は、次の各号のいずれかに該当する場合には、願出により教員会議の議を経て、校長が許可することがある。

- (1) 前期のみで終了して学年成績とする科目（以下「前期終了科目」という。）については、60点未満の必修科目が4科目（前学年までの未修得科目は除く。）以内であること。
- (2) 前号に該当しない必修科目については、学年成績において、60点未満の必修科目が4科目（前学年までの未修得科目は除く。）以内であること。ただし、前期終了科目のうち必修科目に未修得科目がある場合は、これを含めても4科目以内であること。
- (3) 5年次の学年成績において、60点未満の選択科目は、卒業に必要な最低修得単位数に関わる場合のみ、前号の科目数と合わせて4科目以内であること。
なお、4年次に履修した未修得の選択科目も再試験の受験科目とすることができる。

- 2 再試験は、同一科目について当該年度1回限りとする。
- 3 第9条に該当する場合及び別に定める実技科目については、再試験は認めない。
- 4 再試験は、次の各号に定める期間に実施する。
 - (1) 必修科目のうち前期終了科目については、別に定める。

(2) 前号に該当しない科目については、3月

(再々試験)

第4条 第3条に規定する再試験を受験し、未修得科目があつて進級した者については、当該科目の未修得科目の再試験（以下「再々試験」という。）許可願の提出により、教員会議の議を経て、校長が再々試験を許可することがある。ただし、病気又は怪我、その他やむを得ないと認められる理由により再試験を受験できなかった場合は、再々試験を許可することがある。

2 再々試験は、6月から9月までの間に行う。

3 再々試験は、原則として、当該科目担当教員の責任において実施する。やむを得ず、当該科目担当教員が実施できない場合は、当該科目を担当する一般教科及び学科の責任において実施する。

4 原学年に留まることとなった学生には、前学年までの未修得科目の再々試験を許可する。

5 第3学年において第1学年の未修得科目がある者については、第1学年の当該科目の再々試験を許可する。

6 病気又は怪我、その他やむを得ないと認められる理由により再々試験を受験できない学生に対し、科目担当教員は、学級担任教員及び教務主事と協議の上、校長の許可を得て、口頭試問、論文、レポート又は平素の学習状況を評価して再々試験の成績に代えることができる。

(成績評価)

第5条 中間成績及び学期成績は、それぞれの試験成績、報告書及び論文、平素の学習状況等を総合して、科目ごとに評価する。なお、学期成績は中間成績も考慮する。

第6条 成績評価は、100点法による整数値（以下「評点」という。）で行う。

第7条 前期、後期を通じて履修する科目の学年成績の評点は、前期成績の評点及び後期成績の評点の算術平均とする。この場合において、平均点は、小数点以下第1位を四捨五入し、整数とする。

2 前期又は後期のみで終了する科目については、前期又は後期の学期成績をもって学年成績とする。

第8条 定期試験又は中間試験を受けなかった者及び懲戒処分のため定期試験又は中間試験を受けられなかった者の当該科目の試験成績は0点とする。

第9条 欠課時数が年間総授業時数の3分の1（実技科目においては4分の1）を超えた科目の学年成績の評点は、0点とする。ただし、校長が特に認めた場合はこの限りでない。

2 1単位当たりの年間総授業時数は30単位時間とする。

3 第1項に規定する欠課時数は、次表のとおりとする。

単位数	実技科目以外の科目	実技科目
1	11 以上	8 以上
2	21 以上	16 以上
3	31 以上	23 以上
4	41 以上	31 以上
5	51 以上	38 以上
6	61 以上	46 以上
7	71 以上	53 以上
8	81 以上	61 以上
9	91 以上	68 以上
10	101 以上	76 以上

4 実技科目については、各学科で指定し、校長の承認を受けるものとする。

(追試験の成績評価)

第10条 定期試験又は中間試験の追試験の成績は、次の各号に掲げる場合を除いて85% (小数点以下切り上げ) に減点する。

- (1) 忌引き
- (2) 就職試験、入学試験及びこれに必要な手続き
- (3) 不測の災害及び交通機関の事故等により平常な出席ができない場合
- (4) 病気又は怪我等で欠席し、医師の診断書がある場合
- (5) その他校長が特に認めた場合

2 前項の減点の処置は、科目担当教員が行う。

3 病気又は怪我、その他やむを得ないと認められる理由により追試験を受験できない学生に対し、科目担当教員は、学級担任教員及び教務主事と協議の上、校長の許可を得て、口頭試問、論文、レポート又は平素の学習状況を評価して追試験の成績に代えることができる。

(再試験及び再々試験の成績評価)

第11条 再試験及び再々試験の評点は、試験成績が60点を超える場合であっても60点とする。

2 前項の試験成績が60点未満の場合は、修了又は卒業認定会議に提出された当該科目の点数と比較し、上位の点数を評点とする。

(成績評価の評語)

第12条 学業成績の公表は、次の評語による。

評 点	評 語
100 ～ 80	優 又は 5
79 ～ 70	良 又は 4
69 ～ 60	可 又は 3
59 ～ 0	不可 又は 1

(学級内順位等)

第13条 学級内順位及び学科内順位 (以下「学級内順位等」という。) を、次の各号

のとおり算出する。

- (1) 第1学年及び第2学年については、一般科目に基づく学級内順位並びに一般科目及び専門科目に基づく学科内順位を算出する。
 - (2) 第3学年以上については、必修科目に基づく学級内順位を算出する。
- 2 前項の学級内順位等の算出にあたっては、各科目の評点（再試験を行った場合においても、再試験前の評点とする。）に次の加重数を乗じた数に基づいて算出する。
- (1) 4単位未満の科目加重1
 - (2) 4単位以上の科目加重2
- 3 科目ごとに学年、学級及び学科における平均点（小数点第1位を四捨五入）を、次の各号のとおり算出する。この場合において、欠課時数が規定を超えた者及び追試験者等（第8条の該当者を含む。）の評点は除く。
- (1) 第1学年及び第2学年については、一般科目の学年平均、学級平均及び学科平均並びに専門科目の学科平均とする。
 - (2) 第3学年以上については、必修科目の学級平均とする。

（3年生共通試験）

第14条 3年生共通試験は、第3学年に行う。

- 2 3年生共通試験は、数学について実施し、評点60点を合格基準とする。
- 3 3年生共通試験の再試験は、願出により教員会議の議を経て、校長が許可することがある。
- 4 3年生共通試験の再試験は、10月上旬から1月末日の間に実施する。

第15条 第2条、第6条、第8条、第10条及び第11条の規定は、3年生共通試験に、これを準用する。

（成績の提出方法）

第16条 成績は、次の各号により、科目成績表に評点を記入し、教務係へ提出するものとする。

- (1) 1科目を1教員が担当する場合は当該科目担当教員が、1科目を複数の教員が担当する場合はその代表教員が、提出する。
 - (2) 科目成績表は、各学期の学期成績及び中間成績を1部提出する。
 - (3) 卒業研究及び実技科目等の年度途中の成績評価が困難な科目については、各学期の中間成績及び前期成績の評価を省略することができる。その場合にあつては、省略する科目をあらかじめ教務係へ通知しなければならない。
 - (4) 成績の提出期限は、原則として中間試験又は定期試験の試験最終日から10日以内とする。また、追試験、再試験及び再々試験の成績は、試験終了後すみやかに提出する。
- 2 学級担任教員は累計欠席日数を、科目担当教員は累計欠課時数を、中間成績及び学期成績の提出時に併せて教務係へ提出するものとする。

（課程修了及び単位の認定）

第17条 各学年の課程修了及び単位の認定は、教員会議の議を経て校長がこれを行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、学年末に追試験又は再試験を実施した場合の課程修了及び単位の認定並びに再々試験を実施した場合の単位の認定は、教務主事、学級担任教員及び科目担当教員の協議を経て校長が行う。

- 3 単位の認定は、次の各号に掲げる時期に実施する。
- (1) 前期終了科目は、前期定期試験終了後1ヶ月以内とする。
 - (2) 再々試験又は前期終了科目の再試験は、再々試験又は再試験終了後から後期定期試験終了後15日以内の期間とする。
 - (3) 前各号以外の科目は、後期定期試験終了後から15日以内とする。
- 4 各学年の課程修了の認定及び単位の認定は、再々試験を除き、当該年度に完了するものとする。

第18条 学年成績が60点以上の科目並びに再試験及び再々試験の評点が60点の科目は、単位を修得したものと認定する。

第19条 欠席日数が年間58日を超えた者及び第9条の規定に該当する必修科目がある者は、当該学年の課程修了を認めず原学年に留める。ただし、校長が特に認めた場合においてはこの限りでない。

第20条 学年成績が、次各号のいずれかに該当する者は、当該学年の課程修了を認めず原学年に留める。

- (1) 第1学年においては、実技科目を除く必修科目で評点が60点未満の科目が4科目以上である者
- (2) 第2学年においては、実技科目を除く必修科目で評点が60点未満の科目が第1学年における未修得科目を含めて2科目以上ある者
- (3) 第3学年においては、第1学年、第2学年における未修得科目がある者、及び当該学年で履修する科目のうち実技科目を除く必修科目で評点が60点未満の科目が2科目以上ある者
- (4) 第4学年においては、第3学年における未修得科目がある者、及び当該学年で履修する科目のうち実技科目を除く必修科目で評点が60点未満の科目が2科目以上ある者
- (5) 60点未満の実技科目がある者
- (6) 病気又は怪我、その他やむを得ないと認められる場合を除き、再試験又は再々試験を受験しなかった者
- (7) 当該年度の定期試験又は中間試験の必修科目で不正行為を行った者

2 3年生共通試験が不合格である者は、第3学年の課程修了を認めず原学年に留める。

第21条 次の各号の一に該当する者は、特別教育活動の履修状況が悪い者として原学年に留める。ただし、校長が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 第1学年から第3学年において、ホームルームの欠課時数が年間10単位時間を超えた者
- (2) その他学校行事への参加状況など特別教育活動の履修状況が特に悪い者

第22条 編入学した者及び原学年に留まることとなった者には、その属する学年に関する規定を適用する。

第23条 原学年に留まることとなった者は、修得、未修得の別にかかわらず、原学年の全授業科目及び特別教育活動（第1学年から第3学年に限る。）を再履修しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、既に修得した選択科目の成績は修得時の成績とする。

3 第3学年に留まることとなった者は、合格、不合格の別にかかわらず、3年生共通

試験を再度受験しなければならない。

第 24 条 原則として、同一学年に通算して 2 年を超えて在学することはできない。

2 休学期間は、前項の在学期間に算入しない。

(卒業認定)

第 25 条 卒業の認定は、教員会議の議を経て校長がこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、学年末に追試験又は再試験を実施した場合の卒業の認定は、教務主事、学級担任教員及び科目担当教員の協議を経て校長が行う。

第 26 条 卒業の認定は、学則第 13 条第 1 項に規定する別表第 1 一般教科（所属学科）の各学年における必修科目の最低履修単位数並びに別表第 2 専門科目の各学年における必修科目単位数及び選択科目の最低履修単位数を修得した者を対象とする。

2 転学科した者にあつては、高等専門学校設置基準に定める必要な単位数を満たさない場合は、専門科目の選択科目の履修単位数を充てることができる。

3 編入学した者及び転入学した者にあつては、第 1 項の卒業認定単位数から編・転入学前の所属学科の最低履修単位数を減じた単位数とする。

(選択科目の履修)

第 27 条 選択必修科目及び選択科目を履修しようとする者は、当該科目の授業開始日から 3 週間以内に履修届を科目担当教員に提出するとともに、選択科目の一覧表を学級担任教員に提出するものとする。

2 後期のみ開設される科目を履修する場合も前項と同様とする。

(退学を申し出た者の単位認定及び課程修了の認定)

第 28 条 退学願を提出した者で、次の各号に定める者については、第 20 条の規定にかかわらず、該当する学年の課程修了を認定することができる。ただし、次の各号に定める者であっても第 19 条又は第 21 条の規定により、在学する学年の課程修了の認定ができない者については、該当する学年の課程修了の認定は行わない。

(1) 課程修了の認定を希望する学年が第 1 学年又は第 2 学年で、各学年の年数以上在学し、かつ、当該学年で修得するものとして学則第 13 条に規定する別表第 1 一般教科（全学科）及び別表第 2 専門科目に指定された単位数のうち、各学年で 17 単位以上を修得した者

(2) 課程修了の認定を希望する学年が第 3 学年で、3 年以上在学し、かつ、第 3 学年までに修得するものとして学則第 13 条に規定する別表第 1 一般教科（全学科）及び別表第 2 専門科目に指定された単位数のうち、78 単位（選択科目は除く。）以上を修得した者

第 29 条 退学願を提出した者については、当該学年で修得した単位は、これを認める。

2 前項の規定による単位の認定は、教務主事、学級担任教員及び科目担当教員の協議を経て校長が行う。

第 30 条 原学年に留まった者が退学願を提出した場合の当該学年の成績は、原則として、再履修年度の成績とする。ただし、第 3 学年までに在籍する者については、次の各号に定める取扱いとすることができる。

(1) 前期定期試験を受験しないで退学願を提出した場合は、当初履修年度の成績を学年成績とする。

(2) 前期定期試験を受験した後、後期定期試験を受験しないで退学願を提出した場合

は、次の①又は②に定めるところによる。

① 再履修年度において、前期終了科目のうち欠課時数が年間総授業時数の3分の1（実技科目については4分の1）を超えた科目がなく、かつ、通年科目の必修科目のうち前期の欠課時数が年間総授業時数の6分の1（実技科目については8分の1）を超えた科目がない場合は、科目ごとに当初履修年度と再履修年度を比較して評点の高い年度の成績を学年成績とする。

② ①以外の場合は、当初履修年度の成績を学年成績とする。

（試験における不正行為者の処置）

第31条 試験において不正と認められる行為のあった科目の当該学期成績は、0点とする。

2 不正行為科目以外の科目の成績は、次のとおり減点の処置を行う。

(1) 当該学期成績がそのまま学年成績となる科目については、当該学期成績の評点の85%の数値（小数点第1位切り上げ）を学期成績及学年成績とする。

(2) 学期成績の提出が省略される科目については、学年成績の評点の85%の数値（小数点第1位切り上げ）を学期成績及学年成績とする。

(3) 第1号及び第2号以外の科目については、当該学期の成績の評点の70%の数値（小数点第1位四捨五入）を当該学期の成績とする。

(4) 当該学期に関わらない科目の評点は、そのままとする。

3 3年生共通試験において不正と認められる行為があった場合、当該試験の結果は0点とする。

4 再試験及び再々試験において不正と認められる行為があった場合は、当該期間に実施した科目は、全て0点とする。

5 第2項及び第3項の減点の処置は、教務主事が行う。

6 不正と認められる行為のあった科目の再試験は認めない。ただし、3年生共通試験はこの限りでない。

附則

1 この内規は、平成25年4月1日から施行する。

2 この内規の適用日前に在学している者については、第22条の規定にかかわらず従前の例による。

附則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成29年5月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。